

パブリックコメントによる意見募集結果と市の考え方について（案）

広報あんじょう平成25年12月15日号及び市公式ウェブサイトなどでご意見を募集した「第3次地域福祉計画（案）」について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見に対して、市の考え方をまとめましたので、その結果を公表します。

なお、提出されたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しました。

1 提出された意見の集計

(1) 提出数 25件（1人）

(2) 意見の内訳

内容	件数
全体について	2件
グラフ及び用語の表記の仕方について	10件
指標及び目標値について	2件
4章 地域福祉施策の推進について	6件
5章 地区ごとの地域福祉活動の推進について	1件
資料編 用語解説について	4件

2 意見の概要と市の考え方

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	計画書への反映
1	(全般) 言葉の使い方 「障害者」 「障害のある人」	障害者のことを「障害のある人」としてありますが、障害者は差別用語だという考えでしょうか？また、183ページのバリアフリーの説明では、障害者という言葉が使われています。	「障害者」と「障害のある人」は同義語であり、「障害者」を差別用語と考えてはいません。表中の項目では「障害者」、それ以外の文章中では「障害のある人」と表記しています。	183ページ用語解説「バリアフリー」中 「障害のある人」に修正します。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	計画書への反映
2	8 ページ 5 行目 必要な支援等を迅速に行うことが可能となる「隣近所、町内会の班・組の区域」を <u>単位福祉圏域</u> として位置づけます。	単位福祉圏域とは、何の単位でしょうか。一番小さなものであり、表では本人・家族が単位であるし、最初の圏域ということなら、第1次ではないでしょうか。愛知県や国も共通で使っている地域福祉独自の表現なら止むを得ませんがわかりにくいと思います。	本人・家族は、圏域ではなく、主体者であり、隣近所、組・班が圏域として最小規模と考えます。一方、組織的な対応や共通する課題を把握する役割を担い、地域福祉活動を行う圏域として町内会の区域を第1次福祉圏域としています。	原案のとおりとします。
3	9 ページ 表1-1 近所の人欄のそれぞれの役割 「○ <u>困ったときはお互いさま</u> といった住民同士が支え合う活動を実施する。」 民生委員欄 「○個別の課題を把握する。」	ここだけ例があるのは不自然ですし、具体例にもなっていません。こうした書き方をするなら、「民生委員のところでは『常に地域社会の実情を把握する』という信条に基づき、個別の課題を把握する。」など、ほかにも例示や補足を入れるべきではないでしょうか。	表記について、統一します。	「『困ったときはお互いさま』といった」を削除し、「住民同士が支え合う活動を実施する。」に修正します。
4	23 ページ 表2-9 「市民活動センター登録数： <u>登録団体数</u> 」	ボランティアセンター登録数は登録人数と登録団体数が記載してありますが、同様に、市民活動センター登録数についても登録団体数だけでなく、登録人数の実績を追加できないでしょうか。	市民活動センターについては、団体登録のみ行っており、団体ごとの会員数は把握していません。	原案のとおりとします。
5	40 ページ 6 行目 「当事者が支援者に上手に働きかけられるようにすること（ <u>助けられ上手</u> ）」と」	括弧で助けられ上手と書いてあるが、聞いたことがありません。新しい言葉をつくってイメージ化を図るよりも、何を伝えたいかを正しい日本語で書いていただきたいと思います。	助けられ上手は、安城市では町内福祉委員会の活動の中で長年使用してきています。また、安城市以外でも取り入れている市町村もあり、浸透してきています。	原案のとおりとします。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	計画書への反映
6	4 2 ページ 2 7 行目 解決に向けて行動を起こす「課題解決型の地域福祉活動」を実践することが必要です。	課題を解決しない地域福祉があるという前提でしょうか。あるとすれば、それは地域福祉といえないのではないのでしょうか。	地域では、さまざまな生活課題について、住民自らが解決に向けて取り組んでいます。孤立死や認知症への対応としての見守り活動などを、今後は地域の課題として捉え、住民自らが行動してほしいという意図があるからです。	原案のとおりとします。
7	4 7 ページ 2 4～2 6 行目 サロンなどの住民が集う機会を通じて見守りを行う「居場所提供型の見守り活動」と、民生委員や町内福祉委員会、隣近所の住民等による見守りや高齢者孤立防止事業（福祉電話や老人クラブによる友愛訪問、乳酸菌飲料宅配等）などの「訪問型の見守り活動」を促進します。	どちらも聞いたことがありません。新しい言葉をつくるのではなく、市民の誰もが分かる表現にしていきたいと思えます。	具体的な例示をしたうえで、理解を促進するためにその総称として表記したものでありますので、わかっていただけと考えます。	用語としての表記を改め、「 」を取り、文章としての表記に修正します。
8	5 3 ページ 2 行目 概ね中学校区ごとに地区社協を設立し、「専任の職員をコミュニティワーカーとして配置して」、	専任ということは、地区社協の運営以外の仕事はしないということでしょうか。また、コミュニティワーカーとして配置する職員は、専門的な資格があるのでしょうか。	地区社協の運営以外の仕事もしています。社会福祉士等の資格を有する職員はいますが、必須ではありません。	「専任の職員をコミュニティワーカーとして配置して」を「コミュニティワーカーを配置して」に修正します。また、2 4・2 5 ページも同様に修正します。
9	5 5 ページ 表⑤ 外国人住民に対する地域情報等の提供、目標指標「対応言語数：4 言語」	目標が4 言語になっていますが、パブリックコメントがでている多文化共生プランでは、生活ガイドブック以外のごみカレンダーはスペイン語を含み5 言語、ごみ袋は韓国朝鮮語を含み5 言語となっています。これらも4 言語に集約していくということでしょうか。	英語を含めて、市で統一して市内の在在外国人数の多い4 言語程度に集約していきたいと考えています。	原案のとおりとします。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	計画書への反映
10	56ページ 表② 福祉マップ作成の支援、目標指数「福祉マップ作成町内福祉委員会数」	通常、福祉施設や設備を案内するのが福祉マップだと思いますが、説明では安城市は違うように思います。その上で、見守りのための確認であれば、別の方法でもよいと思いますが、この方法をすべての町内会に普及させるのは、どういう意味があるのでしょうか。テキストや用具を購入する業者との関係があるのかと疑ってしまいます。ほかの方法ではダメでしょうか。	安城市では住民自らが住宅地図上に福祉施設や関係機関、要援護者、支援者などの情報を記入したものをいいます。特別に用具やテキストは必要としません。他の方法を否定はしませんが、社会資源など地域情報がわかりやすいため普及啓発をしています。	原案のとおりとします。
11	57ページ 表⑥ 町内での福祉に関する勉強会の開催支援、目標指標「ハートフルケアセミナー開催 町内福祉委員会数」	町内会では、いろいろな行事をしていると回覧板で書いてありますが、ハートフルケアセミナーという事業は馴染みがありません。特定の業者の事業を推進していないか心配です。	公益財団法人愛知県市町村振興協会が主催し、市町村を実施主体として住民を対象に実施しています。費用についても同協会が負担しています。	家庭介護者等養成研修（ハートフルケアセミナー）と表記を修正します。
12	62ページ 表④、⑤ 「きっかけマッチングコーディネート事業」 「協働事業お見合いコーディネート事業」	文章ではなく事業名なので仕方ないですが、「きっかけ」「マッチング」「コーディネート」や「協働」「お見合い」「コーディネート」と類似の言葉をつなげて事業名とするセンスが残念に思います。それぞれの言葉の意味が分かっておられないのではないかと思います。	市民協働推進計画に定められた事業名として取り扱っています。	原案のとおりとします。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	計画書への反映
13	66ページ 表① 災害ボランティアコーディネーターの養成	項目がコーディネーターの養成だけでよいのか疑問です。安城市の災害時ボランティア支援は、地域防災計画では、市が災害対策本部内に地域ボランティア支援本部を開設し、市民安全班と社会福祉協議会でボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う、としてあります。職員でない協力者としてのコーディネーターは必要ですが、ボランティアのことはボランティアで行えばよい、として行政責任を放棄されてしまわないように市の役割も書いていくべきではないでしょうか。	ご指摘のとおり災害ボランティアセンターとは、地域防災計画の地域ボランティア支援本部のことであり、これは市が責任を持って設置するものです。なお、その職員体制については地域防災計画で検討、調整するため、地域福祉計画では、ボランティアの支援、育成についてのみ記載しています。	原案のとおりとします。
14	71ページ 表⑤ 地域における高齢者スポーツの推進、目標指標「ラジオ体操参加者数（大人）」	高齢者スポーツの代表ともいえるゲートボールやグラウンドゴルフに触れていないのは、何か理由があるのでしょうか。公園で早朝から練習する様子を見て安城市の高齢者スポーツは盛んだと感じています。	ゲートボールやグラウンドゴルフが盛んなことは承知していますが、目標指標としては、数値を把握していません。	原案のとおりとします。
15	73ページ 表③地域若者サポートステーション事業、今後の方向性、「若年無業者」等のほか、・・・引き続き「若年無業者」等の就労支援を推進します。	よく聞くニートとは違うのでしょうか。カタカナ言葉を使わないということは理解できますが、すでに浸透した言葉まで漢字にしていくのは、かえってわかりにくいと思います。	厚生労働省では「ニート」を「15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方」と定義していますが、地域若者サポートステーションでは15歳～39歳までの若者の就労支援を行っています（平成25年度）ので、この計画では解説を添えた上で「若年無業者等」という言葉を使用しています。	原案のとおりとします。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	計画書への反映
16	94ページ 表④ 子育てに関する相談窓口の充実と周知、目標指標「相談件数、相談窓口開設日数：あんぱーく1,850件、教育センター3,200件、保健センター <u>全開所日数</u> 」	保健センターのみが「全開所日数」となっており相談件数でないのはなぜでしょうか。パブリックコメントにでていた第2次健康日本21安城計画で「子育てに関する相談相手のいない人を減らす」では、まだ10年後の目標でも3.9~7%の相談できない人が残ると見込んでいます。まだまだ相談者数、時間、場所とも改善すべき部分があると思いますが、保健センター以外での相談に任せたいという考えでしょうか。	乳幼児健診だけでなく、平成21年度から開始された乳児家庭全戸訪問事業ではほぼ全数の子どもを対象とした事業を実施しており、各事業の中で育児に関する相談から発達支援相談まで幅広く相談を受けています。子育ての情報提供、常時の知識普及などによって相談件数も増減しますので、様々な相談機関とともに、常に相談を受けていく姿勢と相談窓口の一つとして継続する方向を示したものです。	原案のとおりとします。
17	101ページ 表① 「貸付制度の周知」今後の方向性、 <u>引き続き、制度を周知し、対象者の生活を経済的に支援するとともに、社会参加の促進を図るために相談援助を行っています。</u>	平成27年度から福祉事務所ごとに生活困窮者への自立相談支援事業などを実施すると新聞等で聞いていますが、そのことは計画には載せないのでしょうか。	生活困窮者自立支援制度の平成27年度施行をふまえ、より生活困窮者への相談支援を推進することとしていますが、具体的な方策は決まっていないため、100ページ施策方針①「一時的に生活資金などに困っている世帯の更生と経済的自立を助長するため、資金の貸付けを行うとともに、生活困窮者への相談支援を推進します。」を修正します。また、表中①では原案のとおりとします。	100ページ施策方針① 「一時的に生活資金などに困っている世帯の更生と経済的自立を助長するため、資金の貸付けを行うとともに、 <u>生活困窮者自立支援制度の平成27年度からの実施を踏まえ、生活困窮者への相談支援をより一層推進します。</u> 」に修正します。
18	114ページ 図5-1「地区社協の区域」	学区の地図は、地区ごとにあるので1ページも使う必要はないと思います。	8地区全体をわかりやすくするため、掲載しました。	原案のとおりとします。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	計画書への反映
19	115ページほか表 「人口や世帯数等」の3災害時 用援護者支援制度登録者数 (2) <u>障害者数</u>	なぜ、18ページと同じように「障害のある人の数」としないのでしょうか。そもそも、なぜ、この計画では障害者ではなく「障害のある人」といっているのでしょうか。	表中の項目では「障害者」、文章中では「障害のある人」と表記しています。	原案のとおりとします。
20	118ページほか 3地区社協の <u>福祉活動推進計画</u> <u>中、基本目標、取組項目</u>	市内の8中学校区とも、計画がほとんど同じですが、なぜでしょうか。町内会の内容はそれぞれで違いがあるのですが、中学校区になると画一化してしまうのが事務的に感じます。	地区社協が町内福祉委員会の活動を支援していくうえで、地域ごとに差が生じないように、取組項目を合わせています。なお、具体的な取組内容については、地区の実情にあわせて記載しています。	原案のとおりとします。
21	132ページほか「町内福祉委員会の主な活動方針」中、百石町福祉委員会ほか「 <u>世話焼きさん</u> 」	「世話焼き婆あ」という言葉があるように、よいイメージがないと思います。プライバシーのない「向こう三軒両隣」を安城市がめざすなら、個人的には住みにくい町だと思います。そもそも、向こう三軒両隣は、事件があったときの長屋の連帯責任であり、そのための互いの監視体制だと聞いたこともあります。行政（お上）の都合に合わせた生活を押しつけているのだとすれば、考え直していただきたいです。	「世話焼きさん」とは、隣近所のことを常に気にかけて、誰から頼まれなくても自発的に支援をする人のことで、当該福祉委員会ではその意味を理解して使用していますので問題ないと考えます。日常生活の困りごとをできる範囲で手助けできるご近所の人を確保し、困りごと解決に向けて取り組もうという意図で記載しています。	原案のとおりとします。
22	177ページ用語解説 「 <u>D</u> <u>V</u> 」	本文では、ドメスティックバイオレンス（DV）なので、ドメスティックバイオレンスで用語説明をすべきだと思います。	ご指摘のとおり、修正します。183ページに記載します。	「ドメスティックバイオレンス」の用語解説として記載する形に修正します。

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方	計画書への反映
23	177、178、185ページ 用語解説 「居場所提供型の見守り活動」 「課題解決型の地域福祉活動」 「訪問型の見守り活動」	上記No.6、7と同じ。安城市独自の言葉ではなく、全国誰が聞いてもわかる言葉を使っていただきたいです。	「居場所提供型」「訪問型」「課題解決型」については、具体的な例示を示したうえで、理解を促進するために、その総称として表記したもので、わかっていただけと考えます。	用語解説として「居場所提供型の見守り活動」「訪問型の見守り活動」「課題解決型の地域福祉活動」を削除します。
24	178ページ用語解説 「緊急通報システム」	詳しくはわかりませんが、説明にあるように消防本部に通報し救助することが目的なら、業者を通さず最初から119番につながればよいではないでしょうか。	緊急以外の相談業務にも利用されており、緊急性の有無を確認したうえで、業者から正しい情報を通報することとしています。	原案のとおりとします。
25	180ページ用語解説 「市民交流センター」 世代を超えた市民相互の交流の促進及び市民活動の活性化を図るための施設をいう。	違うことは知っていますが、説明では公民館との違いがわかりません。	趣旨を正しく説明するために、表記を修正します。	「世代を超えた市民相互の交流の促進を図るとともに、市民活動センターを併設し、市民活動の活性化及び市民活動団体の支援を行う施設です。」に修正します。

3 提出された意見に対する結果の公表

第3次地域福祉計画（案）について、多くの意見をいただき、9件の事項に対して修正させていただきました。

寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方は、要約を3月15日市広報、社会福祉課、市政情報コーナー、文化センター、市民交流センター、スポーツセンター、各地区公民館、青少年の家、中央図書館、社会福祉会館、各福祉センター、市公式ウェブサイト「パブリックコメント」ページから閲覧できます。